

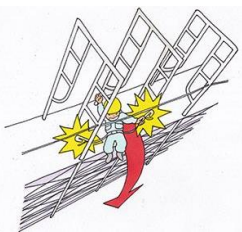
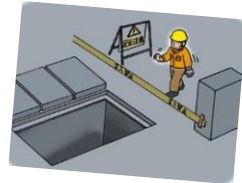
工事現場の元請事業者の方へ

現場の再確認をお願いします

相模原労働基準監督署は、令和5年6月に、工事現場等の集中パトロールを実施しました。指摘をした事項についてチェックリストを作成しましたので、皆様の現場におかれましても再点検をお願いします。

【新築・改修・修繕工事】

- 高さ2メートル以上の作業床の端に、手すり等の墜落防止措置を講じていますか。
- 高さ2メートル以上の外部足場の作業床の端と躯体の間が30センチメートル以上離れている箇所に、手すり等の墜落防止措置を講じていますか。
- エレベーターを設置予定の開口部（高さ2メートル以上）に、手すり等の墜落防止措置を講じていますか。
- 高さ2メートル以上の外部足場の作業場所において、物体落下防止措置（メッシュシート等）を講じていますか。
- 高さ1.5メートルを超える箇所に安全に昇降するための設備を設けていますか。
- 山留め工事の掘削部が深さ2メートル以上である箇所に、手すり等の墜落防止措置を講じていますか。
- 各種作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させていますか。
- 外部足場について、最大積載荷重を足場の見やすい場所に表示していますか。
- 特定元方事業者が、作業日ごとに作業場所を巡視していますか。
- 協議組織の会議を月1回以上、定期的に開催していますか。
- 高さ10メートル以上の足場の設置届を提出した後、足場の主要構造部分を変更する場合は、当該変更工事開始30日前までに、変更届を相模原労働基準監督署長に届け出ていますか。



【土木工事】

- ドラグ・ショベルの年1回の特定自主検査、月1回の定期自主検査、作業前の点検を実施していますか。
- ドラグ・ショベルの作業計画を作成していますか。
- ドラグ・ショベルを用いて荷のつり上げ作業を行う場合、移動式クレーンモードを搭載したドラグ・ショベルを使用していますか。
また、用途外使用にあたらぬことについて検討を行った上で作業を行っていますか。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

相模原労働基準監督署

